

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-8001

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか

住 所 東京都港区赤坂5-3-6

(ふりがな) ぶいえいちえふるうたいまるちめでいあほうそう
すいしんきょうぎかい

氏 名 VHF-LOW 帯マルチメディア放送推進
協議会

はとりみつとし

代表 羽鳥 光俊

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する
考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ VHF-LOW 帯マルチメディア放送推進協議会は、V-HIGH 帯とともにマルチメディア放送の将来を担う、V-LOW 帯サービスの推進母体として、端末の共通化も含めメディア全体の普及発展を願う立場から、排他的なサービスを排除し、広く国民の利益につながるサービスの実施を要望いたします。
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の者のみを対象とする排他的なサービスは放送として望ましくなく、多様な受信機を想定することに対し、賛成いたします。 ・ 上記観点から、基本的に限定された特定の端末の存在や、CAS、DRM の管理、運営については、受信者の不利益にならないよう、また端末に依存する機能を必須とすることのないよう、要望いたします。 ・ 蓄積型放送については、まったく新たなサービスとなることから、項目の設定については、当該放送のみならず、リアルタイム放送との整合性、通信を利用したダウンロードとの関係性など、広い視野での慎重なる検討を要望いたします。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割り当て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた帯域ではありますが、以下の事項を達成できる施策が望ましいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 柔軟なサービスの実施のために、事業者ごとにより広い帯域を割り当てること。 (2) 放送の社会的影響や、多様なサービスの実現のために、複数の事業者が独立した編成権を有し、番組を構成できるよう周波数（またはビットレート）の割り当てを行うこと。 ・ また、CAS や DRM などのプラットフォームの利用にあたっては、利用できる事業者を限定したり、それらの機能を特定の受信機に排他的に付与するなど、結果的に受信者の不利益となることの無いよう、よりオープンな仕組みでの活用が可能となる体制作りが望まれます。
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話型端末が、マルチメディア放送の主要な端末になると考えますが、通信機能のない端末を排除することのない施策が望まれます。 ・ このため、放送と関連して提供される通信サービスについては、あくまで補完的な利用を想定し、通信サービスがなければ成立しない放送サービスの提供については、結果として通信機能のない端末を排除することにつながりかねないと考えますので、十分な配慮を望みます。
4. 認定手続きの回数や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPG や ECG は、委託放送事業者がその内容責任を有するものと考えます。別の申請及び認定手続きを行うに際しては、その責任の所在の在り方について十分な配慮を望みます。